

経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性

令和6年5月29日

金融庁

目次

1. はじめに	3
2. 第 1 の柱に関する制度の枠組み	4
3. 標準モデル	7
4. 第 1 の柱における内部モデルの活用	20
5. ESR に関する検証の枠組み	22
6. ESR に基づく監督措置	23
7. 第 2 の柱	24
8. 第 3 の柱	25
別紙	27
別紙 2.2② 中間期末における ESR の計算に関する Q&A の素案	27
別紙 2.3② プロポーショナリティ原則において適用し得る簡便的な取扱いの例	27
別紙 2.4① 海外子会社に係る統合手法	28
別紙 3.2③ 保険約款貸付に係る評価基準に係る Q&A の素案	29
別紙 3.5.1⑩ データの調整に関する Q&A の素案（生命保険リスク、損害保険リスクで共通）	29
別紙 3.5.4.3①④ LTA 適用時における子会社の取扱い	30
別紙 6.1 ESR に基づく監督措置の枠組み	31
別紙 6.2 PCR	31
別紙 6.3 MCR	32
別紙 8 第 3 の柱	32

本文で使用される主な略語等

DTA	Deferred Tax Assets : 繰延税金資産
DTL	Deferred Tax Liabilities : 繰延税金負債
ERM	Enterprise Risk Management : 統合的リスク管理
ESR	Economic value-based Solvency Ratio : 経済価値ベースのソルベンシー比率
FT	Field Test : フィールドテスト
IAIS	International Association of Insurance Supervisors : 保険監督者国際機構
ICS	Insurance Capital Standard : 国際資本基準
IFRS	International Financial Reporting Standards : 国際財務報告基準
LOT	Last Observed Term : 最終観測可能年限
MCR	Minimum Capital Requirement : 最低資本要件
MOCE	Margin Over Current Estimate : 現在推計を超えるマージン
ORSA	Own Risk and Solvency Assessment : リスクとソルベンシーの自己評価
PCR	Prescribed Capital Requirement : 規定資本要件
SMR	Solvency Margin Ratio : 現行のソルベンシー・マージン比率
UFR	Ultimate Forward Rate : 終局金利
USP	Undertaking-Specific Parameters : 各社の実績データに基づく会社固有のストレス係数・リスク係数

1. はじめに

- ✓ 当資料は、2023 年 6 月公表の「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」¹（以下、「検討状況 2023」）に記載の各論点について、方向性を示すもの。各論点の背景及び過去の検討状況は、検討状況 2023 及びその他の公表資料²を参照頂きたい。
- ✓ 検討状況 2023 に記載のとおり、2025 年度に新たなソルベンシー規制（以下、「新規制」）を導入することを前提に（新規制に基づく ESR の初回報告は 2026 年 3 月期）、引き続き着実に準備・検討を進めていく。新規制導入に向けた法令等の改正案等については、2024 年秋頃を目途にパブリック・コメントに付す予定である。
- ✓ その他、主に第 1 の柱に関する補足は以下のとおり。
 - 当資料の「Q&A」は、計算例や原則の解説等、新規制を定める法令等を補完するものを想定しており、これまでの FT においてガイドラインとして示してきたものを含む（参考：バーゼル規制における当庁公表の「自己資本比率規制に関する Q&A」）。
 - 「FT23 の仕様」は、2023 年に実施した「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」³の仕様を指す。
 - 特段の明記がない限りは、ICS の仕様は IAIS における「Candidate ICS as Prescribed Capital Requirement」⁴の仕様を指す。
 - 当資料に記載の方向性は新規制導入時点での仕様に係るものであり、新規制導入後、必要に応じて適宜見直しを行う場合がある。
 - IAIS における ICS の採択は 2024 年第 4 四半期を予定しているところ、その結果を踏まえ、当資料に記載の方向性及び現在の仕様を変更する場合がある。

¹ https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/05_1.pdf

²「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議 報告書」（2020 年 6 月 26 日公表）

（https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626_hoken/01.pdf）、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」（2021 年 6 月 30 日公表）（https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/20210630/01.pdf）、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」（2022 年 6 月 30 日公表）（https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/03.pdf）

³ https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/06_1.pdf

⁴ <https://www.iaisweb.org/uploads/2023/06/Public-2023-ICS-Data-Collection-Technical-Specifications-Part-2.pdf>

2. 第 1 の柱に関する制度の枠組み

番号	論点	方向性
2.1 新規制導入に向けたタイムライン（「1. はじめに」参照）		
2.2 ESR の報告頻度・期限・中間期末の取扱い		
論点 2.2①	ESR の報告期限	- SMR と同様、年度末は基準日から 4 か月以内、中間期は基準日から 3 か月以内とする。 - ただし、導入時における報告期限の延長措置については、各社の対応状況を踏まえて検討する。
論点 2.2②	中間期末における ESR の計算に関する仕様	- 計算方法については、原則は年度末と同様の仕様としつつ、中間期末の簡便的な取扱いの考え方及び具体例を Q&A に示す。Q&A の素案については別紙 2.2②参照。 - 当局への提出資料については、有用性の高い資料に限定する等、年度末に比べ簡素化する方向で、引き続き検討する。 - 内部検証及び外部専門家による検証について、中間期末においては、内部検証は必須とする一方で、保険負債検証レポート及び ESR 検証レポートの提出並びに外部専門家による検証は不要とする。
2.3 重要性を踏まえた実務的な取扱い		
論点 2.3①	プロポーショナルリティ原則について、適切な運用が行われるための制度設計の全体像	原則は、FT23 の仕様を維持することとし、一定の定量基準は定めないものの、原則を補完するガイドライン及び独立した検証等により判断の妥当性を確保する。
論点 2.3②	プロポーショナルリティ原則について、原則を補完するガイドライン	- 各保険会社の実態を踏まえた一定の裁量を認めつつ、判断の妥当性を確保するため、原則を補完するガイドライン（FT23 の仕様を維持）を Q&A に定める。 - 各社の実務のバラツキの抑制、実務負担の軽減のため、プロポーショナルリティ原則において適用し得る簡便的な取扱いの例を Q&A に示す。別紙 2.3②参照。
論点 2.3③	プロポーショナルリティ原則に関する判断の妥当性についての独立した検証	- 判断の妥当性を確保するため、保険会社内部における知見を有し、一定の独立性を持った検証主体が検証を行う。 - 具体的には、内部検証においては各検証機能のスコープ内のものを対象に、外部専門家による検証にお

番号	論点	方向性
		いては経済価値ベースのバランスシートを対象に、検証を行う。
論点 2.3④	プロポーショナリティ原則に関する当局への報告	当局において、各社の ESR の計算前提を把握するため、及び、各社の取扱いを全社俯瞰的に確認することを通じて制度上想定していない実務のばらつき等が生じていないかをモニタリングするため、プロポーショナリティ原則に基づき、簡便的な取扱いを採用した項目について、その内容と判断の根拠を当局へ報告する。
論点 2.3⑤	プロポーショナリティ原則に関する外部への開示	プロポーショナリティ原則の適用についての情報は、過度に技術的かつ詳細となり得るため、第 3 の柱の定性的な開示項目の「計算前提・手法に関する情報」等において、必須の開示項目とはしない。ただし、情報利用者の ESR の理解に資する重要な情報と判断される場合には、「計算前提・手法に関する情報」等の 1 つとして開示するものとする。
2.4 連結規制の枠組み		
論点 2.4①	海外子会社に係る統合手法	- IAIS による米国合算手法（以下、「米国 AM」）の比較可能性評価の結果は 2024 年第 4 四半期に判明予定のところ、その結果に応じて、以下の方向性とする。ただし、比較可能性評価に係る議論の動向次第で見直される場合がある。 I. 米国 AM の ICS との比較可能性が認められた場合、連結 ESR の算出にあたって、例外的なオプションとして、欧州連合（以下、「EU」）のソルベンシー II で導入されている控除合算手法と整合的な手法（一定の海外子会社を連結の範囲から除いて親会社等の所要資本及び適格資本を算出し、当該海外子会社については、現地規制に基づく所要資本及び適格資本に所定の調整（係数を乗じる等）を行った上で、親会社等の所要資本及び適格資本と合算することで連結 ESR を算出する手法。以下、「当該手法」）を用いることができるものとし、その対象法域等は、IAIS における米国 AM の議論と整合的なものとする（現時点では米国が対象法域）。その際、当該手法の適用により生じ得る弊害に対処するため、当該手法の適用は以下を前提とする（詳細は別紙 2.4①参照）。 ① 第 2 の柱・第 3 の柱による対応：当該手法を適用して算出する連結 ESR（以下、「当該手法適用 ESR」）とは別途、当該手法を適用しないで算出した連結 ESR（以下、「原則法

番号	論点	方向性
		ESR」) の報告・開示を義務付ける。 ② 上限の設定：原則法 ESR に対し当該手法適用 ESR が過大になることを防ぐため、原則法 ESR を基に当該手法適用 ESR に対する一定の上限（原則法 ESR+15%）を設定し、当該手法適用 ESR が当該上限を上回る場合には、当該上限の範囲に収まるよう、海外子会社の統合にあたって適用される調整の内容（調整係数等）を洗い替えるものとする。 ③ 内部検証・外部専門家による検証：②を前提とした場合、原則法 ESR が当該保険会社の連結 ESR を決定する基礎となり得ることから、当該手法適用 ESR に加え、原則法 ESR についても内部検証及び外部専門家による検証の対象とする。 ④ 適用関係：当該手法の適用は届出事項とするともに、連結 ESR を算出する上で、当該手法を適用しなかった海外子会社に事後的に当該手法を適用することは不可とする。 II. IAIS による米国 AM の比較可能性評価の結果が 2025 年以降になった場合、上記 I. で示した内容に従い、当該手法を経過措置として導入し、比較可能性評価の結果公表後、速やかに恒久化又は打ち切り等の対応を行う。 III. 米国 AM と ICS の比較可能性が認められなかった場合、当該手法は導入しない。
論点 2.4②	最上位ではない保険会社を頂点とする連結 ESR を報告対象とすべきか	- 保険会社が、保険金等の支払能力を十分に有しているかどうかを子会社による影響も含めて判断するために最上位ではない保険会社を頂点とする連結 ESR も報告対象とする。 - ただし、単体 ESR において子会社株式にルックスルー・アプローチ（以下、「LTA」）を適用する場合には、当該保険会社の連結 ESR については、最上位であるか否かにかかわらず、計測、報告及び開示を不要とする。論点（3.5.4.3①～⑥）を参照。
論点 2.4③	連結の範囲	連結対象とする子会社の範囲については、会計上の取扱いに準拠しつつ、ESR に与える影響から保険会社が重要と判断した金融子会社についても連結対象とする。
論点 2.4④	海外子会社の買収時の対応	- ESR に対して一定の重要性をもたらす海外子会社を買収した場合等には、契約者保護やリスク管理の高度化等の観点から、新たな子会社の影響を捉えることは重要であり、連結子会社化直後においても原則、連結 ESR を計測、報告及び開示する。 - ただし、ESR の計測及び検証のための態勢整備には一定時間要すこと及び他制度における取扱い等を

番号	論点	方向性
		踏まえ、やむを得ない事情がある場合には、連結子会社化後一定期間内に限り、ESR の報告及び開示において、当該海外子会社について以下の簡便的な手法を用いることができる。 ➤ 経済価値ベースのバランスシートの作成にあたっては、当該子会社部分に関しては、会計ベースから経済価値ベースへの評価替えを行わない。 ➤ 所要資本の計測にあたっては、当該子会社部分を株式リスクとして計測する。 ・ 当該措置を適用した場合、その旨及び当該子会社部分に適用したストレス係数を開示する。

3. 標準モデル

番号	論点	方向性
3.2 バランスシート		
論点 3.2①	IFRS を出発点とした ESR の計算	・ IFRS 適用社については、IFRS を出発点とした連結 ESR の算出を行うものとする。 ・ 日本基準を出発点とした場合と IFRS を出発点とした場合で、共通の ESR の原則に従ったものとし、ESR に顕著な差異が生じない仕様とするため、以下の取扱いとする。 ➤ 保険負債の組替え及び評価替えは、ESR の保険負債の原則と整合的となるように行う。 ➤ ESR において評価替えを行わず会計ベースの金額を使用するものについては、IFRS に基づく評価額を使用する。
論点 3.2②	バランスシートの勘定科目	・ 現行の決算状況表の科目区分をベースとした勘定科目に基づくバランスシートについて、FT23 の結果も踏まえ引き続き検討する。また、IFRS 適用社用の IFRS の勘定科目に基づくバランスシートについても検討する。
論点 3.2③	保険負債以外のバランスシート項目に係る評価基準	・ 市場価格のない株式等及び組合等への出資、不動産、保険約款貸付について、原則は時価評価としつつ、Q&A で一定の明確化を図る。 ・ 市場価格のない株式等及び組合等への出資、及び不動産については、関連する会計基準に沿って時価評価を行うこととし、その旨 Q&A で示す。

番号	論点	方向性
		保険約款貸付に関する Q&A の素案については、別紙 3.2③参照。
3.3.1 現在推計		
論点 3.3.1①	出再保険契約に関する契約の境界線	元受契約と同様の基準により判断する。
3.3.2 割引率		
論点 3.3.2①	日本円に適用される LOT	- 日本円に適用される LOT を 30 年とする。 - 日本円に適用される LOT が妥当なものとなっているか、継続的に検証を行い、新規制導入後、必要に応じて見直しを図る。
論点 3.3.2②	日本円に適用される UFR 水準	- 日本円に適用される UFR を 3.8%とする。 - 日本円に適用される UFR が妥当なものとなっているか、継続的に検証を行い、新規制導入後、必要に応じて見直しを図る。
論点 3.3.2③	調整後スプレッド ミドルバケットのスプレッドの計算単位	ミドルバケットのスプレッドの計算単位はポートフォリオ単位とする。
論点 3.3.2④	調整後スプレッド ミドルバケットの適用要件 d	ミドルバケットの適用要件 d（資産ポートフォリオの市場価値と現在推計の比較に関する要件）において、現在推計の割引率として一般バケットのイールドカーブを用いる。
論点 3.3.2⑤	調整後スプレッド ミドルバケットの適用要件 e	ミドルバケットの適用要件 e（将来保険料に関する要件）において、「保険会社の裁量による将来保険料のみが含まれること」を加え、さらに、一部のケースで保険負債のアンバンドリングを許容し、要件を緩和する。
論点 3.3.2⑥	調整後スプレッド オーバーシュートに係る調整	調整係数によりオーバーシュートを緩和する効果は一定あるものの、調整係数を高めることを目的として、保険会社が社債投資を増やすインセンティブを与え得ることや、調整係数の算出は保険会社にとって過度な実務負荷となり得ることを踏まえ、調整係数は適用しない。

番号	論点	方向性
論点 3.3.2⑦	調整後スプレッド スプレッドの期間構造	- 日本の社債市場では規模の点からカリブレーション結果が年度ごとに大きく変動する可能性があること等を踏まえ、調整後スプレッドに期間構造を組み込まない。 - なお、FT23 で情報収集したところ、期間構造の有無による ESR への影響は軽微であった。
論点 3.3.2⑧	調整後スプレッド 区分管理に関するバケット判定基準	トップバケット及びミドルバケットの適用要件である、「保険負債を裏付ける資産ポートフォリオが対応する負債とともに特定され、その他の事業から生じる損失をカバーするために用いられることなく、区分して管理されていること」に関して、恣意的な運用がなされない統制の確保に努めることをもって、区分管理されているとみなす。
論点 3.3.2⑨	調整後スプレッド 非固定利付資産の取扱い	ミドルバケットの調整後スプレッドの計算における非固定利付資産の取扱いについて、加重平均調整後スプレッドの計算に用いるウエイトの分母から株式等の非固定利付資産を除く。
論点 3.3.2⑩	代表ポートフォリオの資産構成	- 中小社を含む日本の保険会社のポートフォリオ構成に基づいた代表ポートフォリオとする。 - 新規制導入時における代表ポートフォリオは、FT23 で使用したものとし、新規制導入後、モニタリングを経て、適宜見直しを行う。
論点 3.3.2⑪	その他の実務的な論点 実務負担を踏まえたキャッシュフローテスト等の簡便的な対応	バケット判定の際の「キャッシュフローテストにおける資産の期待キャッシュフロー」や「解約オプションにおける将来時点の資産価値」の計算については、プロポーショナルリティ原則に従って、結果に与える影響が軽微と認められる範囲において、簡便的な対応を行うことも認める。
論点 3.3.2⑫	その他の実務的な論点 バケット判定の簡略化	トップバケット及びミドルバケットに該当する保険負債について、バケット判定を経ずに一般バケットへ分類することもできるものとする。
論点 3.3.2⑬	その他の実務的な論点 バケット判定の安定性	トップバケット及びミドルバケットの基準日時点における定量的な評価に基づく要件について、一時的な要因によって要件を満たさなくなった場合の救済措置を設けない。
論点 3.3.2⑭	その他の実務的な論点 調整後スプレッドの計算に用いる格付別スプレッドの設定根拠	設定根拠等については可能な限り公表していくこととするが、内容・時期については ICS の議論の動向を踏まえて検討する。
論点 3.3.2⑮	その他の実務的な論点 一般バケッ	一般バケットのベースリスク修正については、ICS の仕様から除外されており、国内独自の修正を行う合

番号	論点	方向性
	トにおけるベースリスク修正	理的な理由が乏しいことを踏まえ、仕様から削除する。
3.3.3 MOCE		
論点 3.3.3①	MOCE の位置付け	MOCE は、経済価値ベースの保険負債の一部に含まれるとともに、所要資本から控除せず、適格資本にも加えない。
論点 3.3.3②	MOCE の計測手法	MOCE の計測手法として資本コスト法を採用する。
論点 3.3.3③	資本コスト率	資本コスト率は 3%とする。
論点 3.3.3④	将来の所要資本の推計方法	原則として、将来の所要資本は将来の各時点において各リスクの所要資本の計算方法を適用することによって計算することとしつつ、各社の実務負担を踏まえ、ランオフパターンに基づく推計も認める。
論点 3.3.3⑤	所要資本の計算において MOCE の変動を考慮すべきか	所要資本の計算において MOCE の変動を考慮しない。
論点 3.3.3⑥	MOCE の計算における割引率	基準通貨である日本円の無リスク金利とする。
3.3.4 資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債		
論点 3.3.4①	死亡・満期・解約等に対する保証がなく、単純に資産価値をパススルーしているだけの商品の取扱い	高い信頼性をもって複製できないことの要件について、解約・失効等の契約上のオプションは、行使できるかではなく、保険負債がこれらのオプションに依存するか（解約・失効等に関する保証をしているか）という観点で判定する。
3.4 適格資本		
論点 3.4①	基金	基金の償還期限に係る Tier1 資本への算入要件は、期間 10 年以上とする。
論点 3.4②	払込未済資本の取扱い	払込未済資本については、相互会社に限り Tier2 資本算入を認める。

番号	論点	方向性
論点 3.4③	適格資本の構成制限	所要資本を基準として設定する。
論点 3.4④	資本の流用可能性	グループベースでの資本の流用可能性については、非支配株主持分に対する上限を設定する。
論点 3.4⑤	資本調達手段の算入に関する経過措置	新規制導入に向けて継続的に FT を実施してきたこと、各社において新規制導入に向けた取り組みが進められていること、ICS のモニタリング期間において資本調達手段の適格性要件に大きな仕様変更はなかったこと等を踏まえると、必ずしも資本調達手段の算入に関する経過措置の必要性が高いとは言い切れないため、現時点においては当該経過措置の導入は予定していない。
3.5 所要資本		
論点 3.5①	市場リスクのエクスポージャーに対するリスク削減手法の更新	各社においてリスク削減手法の更新可能性を判断することとし、リスク削減手法の更新可能性の判断根拠等を当局に報告する取扱いとする。
論点 3.5②	ダイナミックヘッジ	ICS から国内独自の修正を行う特段の理由がないことから、新規制導入時においては、FT23 の仕様を維持し、ダイナミックヘッジの効果は反映しない。
3.5.1 生命保険リスク		
論点 3.5.1①	同質なリスクグループの基準の設定	各社の判断に基づき設定するものとするが、合理的な範囲で安定的なものとなるよう、同質なリスクグループの設定方法に関する留意事項を Q&A に定める。
論点 3.5.1②	罹患・障害リスクの計算区分について、区分の定義の更なる明確化	複数区分にまたがるような商品の取扱いは各社判断とする。
論点 3.5.1③	解約失効リスクの水準及びトレンドの要素における、上昇シナリオがリスクとなるグループと下降シナリオがリスクとなるグループのリスクを統合する際の相関係数	単純和とする。

番号	論点	方向性
論点 3.5.1④	解約失効リスクの大量解約の要素（大量解約リスク）における、ストレス係数及び同質なリスクグループの設定方法	・ ストレス係数については、FT23 の仕様（個人契約 30%、法人契約 50%）を維持する。 ・ 同質なリスクグループの設定方法については、FT23 の仕様（「個人契約全体及び法人契約全体をそれぞれ一つの同質なリスクグループ」として設定）を維持する。
論点 3.5.1⑤	経費リスクにおける、経費単価の上昇とインフレ率の上昇の関係性、及びインフレ率上昇と整合的な割引率を適用すべきかどうか	・ 経費リスクの計算にあたっては、経費単価の上昇とインフレ率上昇が同時に起こるものとし、インフレ率上昇における割引率は現在推計に用いたものと同一とする。
論点 3.5.1⑥	新規制導入時におけるストレス係数	・ FT23 の仕様を維持する。
論点 3.5.1⑦	生命保険リスクにおける USP の方向性	・ 各社のリスク特性を反映するため、一定の要件及び当局による審査の下、USP を適用可能とする制度を導入する。
論点 3.5.1⑧	USP に関する論点 カリブレーション方法	・ USP の計算方法について、基本的な考え方は FT23 の仕様を維持することとし、技術的な観点から一部修正を加える。 ・ FT23 の仕様では、罹患・障害リスクを除き、保険期間によって USP の区分が分かれていなかったところ、保険期間によらず単一の USP とすると、USP がリスクの実態を適切に表さなくなる可能性があるといった意見があったことから、USP 適用時にあっては、罹患・障害リスクと同様、リスク特性に応じて死亡リスク、長寿リスク、解約・失効リスク（水準）についても、短期（5 年以下）、長期（5 年超）に区分を細分化して USP を算出することができるものとする。
論点 3.5.1⑨	USP に関する論点 USP の適用範囲	・ FT23 の仕様を維持する。 ・ チェリーピッキングを防止し、各社のリスク特性を反映するという本来の目的を踏まえ、USP を適用する社においては、原則生命保険リスクのすべてのサブリスクカテゴリーに対して USP を適用する。

番号	論点	方向性
論点 3.5.1⑩	USP に関する論点 データに関する要件	- FT23 の仕様における統計的品質基準を原則とする。 - FT23 において、データの調整のうち、特にデータの除外について各社の取扱いにばらつきが見られたことから、USP の適切性・審査における公平性を確保するため、統計的品質基準に係る審査目線を Q&A において明確化する。Q&A の素案については、別紙 3.5.1⑩参照。 「カリブレーションで使うデータのうち予測値について、モデル又は前提条件の作成方法（以下、「モデル等」）に変更があった場合、データが不連続となるため、その影響を補正する仕組みが必要」との意見があった。リスクは基準日の予測値（現在推計）に係る不確実性を捉えるものであることから、基準日時点で使用するモデル等に基づく予測値を用いて USP をカリブレーションすることにも一定の合理性がある。そのため、重要なモデル等の変更があった場合は、修正が困難な合理的な理由がある場合を除き、過年度の予測値を基準日で使用するモデル等により修正するものとする。ただし、データの適切性を確保するため、修正した過年度の予測値についても一定の検証を行うこととし、その旨 Q&A において明確化する。Q&A の素案については、別紙 3.5.1⑩参照。
論点 3.5.1⑪	USP に関する論点 審査基準	- FT23 の審査基準案を維持する。 - ただし、統計的品質基準のうち、特にデータの調整については、論点 3.5.1⑩のとおり、Q&A において一定の明確化を図る。
論点 3.5.1⑫	USP に関する論点 審査プロセス・承認後の運用	- 審査プロセスについて、以下を含む必要事項を記載した所定の承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。 ➤ USP の審査基準に適合していることの説明 ➤ 直近データによるカリブレーション結果 ➤ カリブレーションに用いたデータ - 承認後の運用について、直近のデータを反映したことによる係数の更新については、変更申請・再承認は不要とし、所定のフォーマットに①適用した係数、②カリブレーションに用いたデータ、③各審査基準について基準を満たすことの説明（データの調整を含む。）、④保険数理機能による検証結果、⑤モデル等の変更に係る事項（変更内容、変更による過年度の予測値に対する影響の見解、変更に重要性があったものの過年度の予測値を修正しなかった場合の理由を含む。）を記載して当局へ提出する。

番号	論点	方向性
		- 承認後、以下を含む重要な変更があった場合は、変更申請を行い、再度承認を得るものとする。 ➤ 現在推計の計算に係るモデル等の変更に伴い、過年度の予測値を修正する場合 ➤ 新たに区分の細分化に係るオプションを適用する場合又は適用しなくなった場合 ➤ USP の対象のリスクカテゴリーが変更になった場合 ➤ 新たにデータを調整した場合
論点 3.5.1⑬	USP に関する論点 連結における取扱い	- 次の観点から、連結のデータでカリブレーションを行い連結の USP を作成するのではなく、単体で適用する USP を適用するものとする。 ➤ グループの会社間で、規模・商品特性・リスク特性が異なる可能性がある。 ➤ 現在推計やその前提条件は、グループの会社毎に算出されることが一般的と想定され、予測と実績を対比しその差異を分析するという観点からは、グループの会社毎にカリブレーションを行うことも一定の合理性がある。 ➤ 審査・承認に係る実務負荷が軽減される。 - ただし、グループ内でリスクを削減するためだけの恣意的な選択適用を防止する観点から、連結の範囲内の国内保険会社で USP 適用社（生命保険リスクに係る USP 適用社又は損害保険リスクに係る USP 適用社）と USP 非適用社が混在する場合にあっては、USP 非適用社について、USP を非適用とした理由を届け出るものとする。
3.5.2 損害保険リスク		
論点 3.5.2①	新規制導入時におけるリスク係数	FT23 の仕様を維持する。
論点 3.5.2②	リスクの統合に用いる相関係数	FT23 の仕様を維持する。
論点 3.5.2③	保険料リスクに用いる翌年度の既経過保険料	翌年度の既経過保険料の予測においては、客観性・妥当性を確保しつつ、各社が個別の状況を踏まえて適切に判断することが重要であることから、全社一律の方法は設定せず、判断の妥当性を確保するための一定の目線を Q&A において示すこととする。

番号	論点	方向性
論点 3.5.2④	損害保険リスクにおける USP の方向性	生命保険リスクと同様、各社のリスク特性を反映するため、地理的区分「日本」を対象に、一定の要件及び当局による審査の下、USP を適用可能とする制度を導入する。
論点 3.5.2⑤	USP に関する論点 カリブレーション方法	- USP の計算方法について、基本的な考え方は FT23 の仕様を維持することとし、技術的な観点から一部修正を加える。 - FT23 において、「海外源泉契約や受再契約の発生保険金データについて、データの粒度に限界があり、USP 用に事故年度別のランオフリザルトを高い精度で作成することが困難」との意見があった。引受区分別にリスク特性が異なる場合も想定されることも踏まえ、USP 適用時にあっては、国内元受契約、海外元受契約、受再契約の引受区分別に USP を設定できるものとする。
3.5.3 巨大災害リスク		
論点 3.5.3①	巨大自然災害リスク 火災保険に係る日本の地震リスク及び風水災リスクの標準的手法	- 火災保険に係る日本の地震リスク及び風水災リスクについては、損害保険料率算出機構のモデル（機構モデル）を標準的手法とする。ただし、機構モデルを利用できないケースもあるため、機構モデルに加え、ファクター方式による標準的手法も設定することとする。 - また、FT23 における情報収集を通じて、雪災リスクの重要性が一定程度あることを踏まえ、これまでの地震リスク及び風水災リスクに加えて、雪災リスクについてもファクター方式による計測の対象とする。 - 火災保険の地震リスク、風水災リスク及び雪災リスクのリスク係数については、2024 年秋頃までに最終化することとする。
論点 3.5.3②	巨大自然災害リスク 火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスクの標準的手法	- 手法 1：機構モデルの火災のリスクカーブを調整する方法、手法 2：ファクター方式による計測方法の両方を標準的手法として位置づけることとする。 - 手法 2：ファクター方式による計測方法におけるリスク係数については、火災保険の各リスク係数（論点 3.5.3①）と合わせて、2024 年秋頃までに最終化することとする。
論点 3.5.3③	巨大自然災害リスク ペリル間の統合方法の標準的手法	風災と水災の標準的な統合方法について、論点 3.5.3①②のリスク係数と合わせて、2024 年秋頃までに最終化することとする。

番号	論点	方向性
論点 3.5.3④	巨大自然災害リスク その他の巨大自然災害リスク	- 国内における地震リスク及び風水災リスク以外のリスクについては、FT23 における情報収集を踏まえ、火災保険については論点 3.5.3①のとおり、雪災リスクを標準的手法における計測対象とする。 - 海外の自然災害リスクについては、簡便的なファクター方式による計測方法を定めることとし、リスク係数については、2024 年秋頃までに最終化することとする。
論点 3.5.3⑤	その他の巨大災害リスク テロ攻撃	テロ攻撃のシナリオについて、最も大きな地理的な集積リスクとは異なる計算対象とすることが、より蓋然性の高いシナリオと認められる場合等においては、当該シナリオに基づく計算を認める。
論点 3.5.3⑥	その他の巨大災害リスク 取引信用保険	規制で適用する格付は客観的な信頼性を有するものであることが必要なこと等を踏まえ、外部格付を利用できない場合、内部格付を利用せず、2008 年から 2010 年のグロス損害率の最大値（ただし、投資適格の係数 80%を下限とする）を適用するものとする。
論点 3.5.3⑦	その他の巨大災害リスク 保証	FT23 の仕様を維持する。
3.5.4 市場リスク		
3.5.4.1 金利リスク		
論点 3.5.4.1 ①	標準モデルの仕様	- FT23 の仕様を維持する。 - 金利リスクの算出前提となるパラメータの推計方法やデータ観測期間等の開示について、論点 3.3.2⑭同様、ICS の議論の動向を踏まえて検討する。
論点 3.5.4.1 ②	内部管理と標準モデルで保険負債の割引率の LOT・UFR が異なることが原因で、内部管理で金利リスクをヘッジしているにも関わらず、規制上の ESR で金利リスクが過大評価されてしまう課題	- 標準モデルの仕様が、各社におけるリスク管理の高度化を停滞・後退させる可能性が考えられることから、金利リスクの計測方法は標準モデルと同一とするが、金利リスク計測時の割引率は内部管理で用いる割引率を適用する手法（内部割引率手法）を適用可能とする。 - ただし、金利リスクを削減することのみを目的とした不適切な利用を防止する観点から、一定の要件に基づき金融庁長官の承認を受けた社のみ内部割引率手法を適用可能とする。 - また、内部割引率手法が各社において適切に運用されているかについて当局でモニタリングを行う。

番号	論点	方向性
3.5.4.2 スプレッドリスク		
論点 3.5.4.2 ①	スプレッドリスクの対象資産	スプレッドの変化に感応的な全ての資産をストレスの対象とする。
論点 3.5.4.2 ②	資産側のスプレッドリスクの計測方法	保有資産の時価とキャッシュフロー及び無リスク金利からスプレッドを逆算し、所定のストレスを適用したスプレッドを用いてストレス後の資産を評価する等、各社において合理的な方法で計算する。
論点 3.5.4.2 ③	スプレッドリスクのストレス係数	ICS から国内独自の修正をする必要性は乏しいと考えられることから、相対的なストレス水準（スプレッドの絶対値の 75%）とする。
3.5.4.3 株式リスク		
論点 3.5.4.3 ①	単体規制における子会社株式の取扱い LTA の適用要件	- 恣意的な選択適用を防止する観点から LTA を適用する場合は継続的に適用する。 - 報告会社（親会社）と子会社の財務状況の極端な相違によって、報告会社（親会社）の単体 ESR が過度に歪められていないかを確認するため、LTA 適用時には、適格資本における子会社の寄与分を内訳開示するとともに、経済価値ベースのバランスシートにおける報告会社（親会社）の資産・負債とその内訳として子会社の資産・負債を開示する。別紙 3.5.4.3①④参照。 - LTA を適用する保険会社は当局へ届出を行う。
論点 3.5.4.3 ②	単体規制における子会社株式の取扱い LTA の適用対象	連結ベースの報告における連結の範囲に含まれる子会社に対して一律に LTA を適用する。
論点 3.5.4.3 ③	単体規制における子会社株式の取扱い LTA の適用方式	持分比率が 100%未満の子会社株式について、比例連結ベースに加え、比例連結ベースと全部連結ベースで重要な差異がない場合は、全部連結ベースを適用可能とする。

番号	論点	方向性
論点 3.5.4.3 ④	単体規制における子会社株式の取扱い LTA 適用時の ESR の評価における諸論点	- LTA 適用時の適格資本における子会社の寄与分は、資本の流用可能性の観点から Tier2 資本とする。別紙 3.5.4.3①④参照。 - MOCE、税効果、生命保険リスク及び損害保険リスクにおける USP 等の各論点について、連結ベースの計算と整合的な取扱いとする。
論点 3.5.4.3 ⑤	単体規制における子会社株式の取扱い LTA 適用時の内部検証・外部専門家による検証	LTA を適用する場合、単体 ESR に含まれる子会社の資産・負債についても内部検証及び外部専門家による検証の対象とする。
論点 3.5.4.3 ⑥	単体規制における子会社株式の取扱い LTA 適用時の開示	LTA 適用時の開示について、適格資本における子会社の寄与分を内訳表示し、報告会社（親会社）の資産・負債とその内訳として子会社の資産・負債を開示する。
論点 3.5.4.3 ⑦	株式リスクに係る対称調整メカニズム	- 我が国において、保険会社の株式売却が市場にプロシクリカルな影響を与える可能性が高いとはいえないこと、当該措置の導入はリスク係数を削減し過小評価することになり適時の監督措置を講じることができなくなる可能性があること及び保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化に対して意図せざる影響を与え得ることから、当該措置は導入しない。 - ただし、将来的にプロシクリカリティが懸念される状況が生じた場合には、何等かの特例措置も含め、柔軟な対応を検討する。
論点 3.5.4.3 ⑧	インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減	FT23 の仕様を維持する。
3.5.4.4 不動産リスク		
論点 3.5.4.4 ①	ストレス係数の妥当性	論点 3.3.2④同様、ICS の議論の動向を踏まえて検討する。
3.5.4.5 為替リスク		

番号	論点	方向性
論点 3.5.4.5 ①	為替リスクの正味エクスポージャー	FT23 の仕様を維持する。
3.5.4.6 資産集中リスク		
論点 3.5.4.6 ①	特定のカウンターパーティに極端に集中している場合の取扱い	特定のカウンターパーティに極端に集中している場合の取扱いについて、上限を設定する。
3.5.5 信用リスク		
論点 3.5.5①	日本の地方公共団体に対するエクスポージャー	暫定決定において地方債（証券発行方式）を信用リスクの計算対象外としており、地方公共団体向け貸付金についても信用リスクの計算対象外とする。
論点 3.5.5②	NAIC 指定格付	全米保険監督官協会（NAIC）が指定した格付（NAIC 格付）を含む監督者が所有・支配する信用評価（SOCCA）は、現時点において ICS の標準仕様でないこと等から、新規制導入時においては、NAIC 格付を利用しないこととする。
論点 3.5.5③	内部格付の使用	内部格付の使用は認めないこととする。
論点 3.5.5④	インフラ投資に係るリスク係数	FT23 の仕様を維持する。
3.5.6 オペレーショナルリスク		
論点 3.5.6①	オペレーショナルリスクの所要資本に関する上限の設定	「オペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本合計（分散効果反映後）」に対する 20%を上限として定める。
3.6 非保険事業		
論点 3.6①	事業体の分類及び所要資本の計算方法	FT23 において示した事業体の分類及び所要資本の計算方法とする。

番号	論点	方向性
		少額短期保険業者については、「2.3 重要性を踏まえた実務的な取り扱い」を踏まえ、重要性に応じた簡便的な取扱いの例として SMR ベースでの計算を行うことを Q&A に示す。別紙 2.3②参照。
3.7 税効果		
論点 3.7①	経済価値ベースへの調整から生じる DTA・DTL の相殺	グループ内の各保険会社について、会計ベースの単体バランスシートにおける規制上の準備金に係る DTA の取崩については、当該社の単体バランスシート上の DTA を上限に、連結ベースのバランスシートにおける DTA と直接相殺する手法を用いる。
論点 3.7②	所要資本の税効果	日本の法定実効税率の実態を踏まえた所要資本の税効果とする。

4. 第 1 の柱における内部モデルの活用

番号	論点	方向性
論点 4.①	第 1 の柱における内部モデルのスコープ	新規制導入時には、自然災害リスクのみを内部モデルの対象とする。ただし、将来的には、優先度に応じて段階的にスコープの拡大を検討する。
論点 4.②	審査基準	2023 年 6 月時点の審査基準案に主に下記の内容を加える。 - データ管理方針、エキスパートジャッジメント管理方針の整備の要件 - 部分内部モデルに係る下記の要件 - 部分内部モデルを適用する理由が妥当であり、意図的に所要資本を過小評価するものではないこと - 標準的手法による計算結果との統合方法が妥当であること - 上級管理職、内部モデル担当者の役割、責任、権限に応じた内部モデルの理解の要件 - モデル変更方針の対象に内部モデルのガバナンスを含むことの明確化
論点 4.③	審査プロセス	2023 年 6 月時点の審査プロセス案を下記のとおり明確化する。

番号	論点	方向性
		本審査は内部モデルを適用しようとする日の 9～12 か月前に開始することとするが、審査期間が長期に及ぶことも想定されることから、内部モデルの適用を希望する場合は、前広に準備状況や予備審査等の相談をすることを推奨する。ただし、新規制導入時の審査スケジュールについては論点 4.⑨のとおりとする。
論点 4.④	重要性が低いリスクに係る審査	内部モデルの審査対象のリスクのうち重要性が低いサブリスクカテゴリーについて、重要性が低い場合は審査を簡素化する。また、重要性が低いため審査を簡素化したサブリスクカテゴリーについて、継続的にモニタリングを行い、保険会社が環境変化等によって重要性が高まってきたと判断する場合等、必要に応じて追加的に審査を行う。
論点 4.⑤	単体ベースと連結ベースの取扱い	- ある保険会社の単体ベースと連結ベースの審査・承認は、一体として行う。 - 親会社と子会社は、それぞれで審査・承認とするが、共通している部分については、審査済みの結果を適宜参照するなど効率化する。
論点 4.⑥	海外の現地規制で承認を受けたモデルの取扱い	原則としてその他のモデルと同様、当局による審査・承認を得るものとする。ただし、現地規制上の取扱いも考慮して審査を行う。
論点 4.⑦	内部モデル承認後におけるモデル変更の取扱い	各社が定めるモデル変更方針に従い、内部モデルに重大な変更があった場合やモデル変更方針に変更があった場合は審査・承認を要し、内部モデルの軽微な変更の場合は報告にとどめる。
論点 4.⑧	内部モデル承認後におけるモニタリング	- 新規制の第 1 の柱において活用している内部モデルについて、各社が定めた検証態勢に従い、内部モデルの検証レポートを年 1 回作成し、取締役会等及び当局に提出する。 - なお、標準モデルによる所要資本の計算結果と内部モデルによる計算結果の比較も、年 1 回行う。
論点 4.⑨	現時点で想定する今後のスケジュール	- 新規制導入時において内部モデルの対象とする自然災害リスクの審査等について、下記のとりのスケジュールに沿って進めていく。 ～2024 年前半：保険会社による自己評価の当局レビュー 2024 年後半～2025 年 6 月：審査基準の最終化案に即した予備審査 2025 年 7 月～2026 年 3 月：最終化された審査基準に即した本審査

5. ESR に関する検証の枠組み

番号	論点	方向性
5.1 内部の検証態勢		
論点 5.1①	検証機能の監督上の位置付け	監督上の着眼点等を監督指針において定めるとともに、報告徴求の枠組みに基づき、検証機能からの情報の提出を求めることとし、提出期限については現行制度の枠組みを踏襲する。
論点 5.1②	保険数理機能の役割及び提出情報	保険数理機能の役割として想定されるもののうち、規制上の ESR の計算に用いる保険負債が適切に計算されていることを検証し、検証結果をまとめたレポートを取締役会等及び当局に報告する。
論点 5.1③	ESR 検証機能の役割及び提出情報	ESR の計算に関する適切性を確保するための態勢を整備し、検証結果をまとめたレポートを取締役会等及び当局に報告する。
論点 5.1④	検証機能に求められる資格要件、独立性及び適格性要件	保険数理機能の責任者の資格要件を日本アクチュアリー会正会員等とすることや、保険数理機能・ESR 検証機能の責任者の独立性・適格性要件について最低限の要件を定める。
論点 5.1⑤	新規制導入後における保険計理人の確認事項の整理	- 保険数理機能の責任者の要件として保険計理人であることを制度上必須としないこと、及び、保険計理人による「保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか」に関する確認業務を廃止する。 - 保険計理人の実務基準に規定されている業務や新規制における保険計理人の ESR への関わり方について、日本アクチュアリー会と連携し、所要の法令等の改正を行う。
5.2 外部専門家による検証		
論点 5.2①	外部専門家による検証の枠組み	SMR においてもソルベンシー評価の基礎となるバランスシートは監査の対象であること等を踏まえ、経済価値ベースのバランスシートを対象とした合理的保証業務を導入する。

番号	論点	方向性
論点 5.2②	IFRS を適用した場合の検証の取扱い	連結財務諸表の作成において IFRS を適用する場合に、IFRS に基づき作成した連結財務諸表を出発点として作成した経済価値ベースのバランスシートを検証対象とする。

6. ESR に基づく監督措置

番号	論点	方向性
6.1 ESR に基づく監督措置の枠組み（別紙 6.1 参照）		
論点 6.1①	区分の設定	現行制度の枠組み（非対象区分から第三区分までの 4 つの区分）を踏襲する。
論点 6.1②	ESR に基づく監督措置の内容	区分に応じた措置内容については、現行制度と同様とする。
6.2 PCR（別紙 6.2 参照）		
論点 6.2①	PCR の水準	PCR（第一区分の監督介入開始点）を ESR = 100% とし、第二区分の監督介入開始点を ESR = 70% とする。
論点 6.2②	PCR に抵触した場合の回復期間	- PCR に抵触した場合は、現行制度と同様、開始点（ESR = 100%）までの回復期間を原則として 1 年以内とする。また、第二区分の監督介入開始点に抵触した場合の回復期間については、開始点（ESR = 70%）までの回復期間を原則として 6 か月以内とする。 - 具体的な回復期間の延長制度は導入せず、回復期間の延長については経済環境等に応じて個別に判断する。
6.3 MCR（別紙 6.3 参照）		
論点 6.3①	MCR の計算手法	MCR（第三区分の監督介入開始点）の計算手法を、第一区分及び第二区分の監督介入開始点の計算手法と同一とする。

番号	論点	方向性
論点 6.3②	MCR の水準	MCR の水準は、ESR = 35%とする。
論点 6.3③	MCR に抵触した場合の回復期間	- MCR に抵触した場合には、開始点（ESR = 35%）までの回復期間を原則として 3 か月以内とする。 - 具体的な回復期間の延長制度は導入せず、回復期間の延長については経済環境等に応じて個別に判断する。
6.4 実質資産負債差額の取扱い		
論点 6.4①	実質資産負債差額の取扱い	早期是正措置の区分命令の枠組みから実質資産負債差額の取扱いを廃止する。
6.5 破綻処理との関係		
論点 6.5①	破綻処理との関係	- MCR の抵触のみをもって直ちに破綻とはみなされないものの、MCR の抵触は、保険業法第 241 条第 1 項に定める措置及び会社更生法・更生特例法に基づく更生手続の開始の申立てを行う上での重大な考慮要素となる。 - MCR の抵触のみをもって直ちに保険業法第 241 条第 3 項に基づく事業継続困難の申し出を行うことは想定されないものの、保険会社が当該申し出を行う上での重大な考慮要素となる。 - 会計上の債務超過リスクについては、早期警戒制度の枠組みでモニタリングを行う。

7. 第 2 の柱

番号	論点	方向性
論点 7.①	内部管理の高度化	各社の ORSA の活用状況等を踏まえ、引き続き ERM 態勢の高度化を促進するための方策について引き続き検討する。

番号	論点	方向性
論点 7.②	内部管理における内部モデルの高度化	各社の内部モデルの主体的な高度化を促すために、内部モデルの活用状況をモニタリングし、当局による内部モデルの好事例の公表等の方策について引き続き検討する。
論点 7.③	内部モデルのモデルガバナンス	FT23 を通じた情報収集を踏まえ、監督指針における内部モデルガバナンスに係る着眼点の見直しを引き続き検討する。
論点 7.④	第 1 の柱では捉えきれないリスク	第 1 の柱で捉えきれないリスク（流動性リスク等）や定量化が難しいリスク（気候変動リスク、サイバーリスク等）について、保険会社の抱えるリスクを把握・分析し、当局のモニタリングの着眼点を引き続き検討する。
論点 7.⑤	流動性リスク管理態勢	保険会社の流動性リスク管理態勢に係る着眼点や徴求資料の見直しについて、ORSA レポートから得られる各社の現時点の流動性リスクの管理状況を踏まえ、引き続き検討する。
論点 7.⑥	当局への ESR に関するデータ・資料の提出	FT のテンプレートをベースに、モニタリング上の活用や中間期末における簡便的な取扱い等を踏まえ引き続き検討する。

8. 第 3 の柱

番号	論点	方向性
8.1 開示項目		
論点 8.1①	定量的な開示項目	所要資本・適格資本、バランスシートに係る情報、感応度分析、変動要因分析等の市場関係者にとって有用性が高いと考えられる定量的情報の開示を求める（具体的な法定開示項目については別紙 8 参照）。
論点 8.1②	定性的な開示項目	リスク管理等に係る重要な情報、ESR の適切性の確保を説明するガバナンス情報、定量的な開示項目を補足する上での重要な情報等の市場関係者にとって有用性の高いと考えられる定性的情報の開示を求める（具体的な法定開示項目については別紙 8 参照）。

番号	論点	方向性
8.2 開示の比較可能性の確保		
論点 8.2①	開示の比較可能性の確保	法定開示項目については、その項目や開示雛形を定めることにより、各社間での開示情報の統一化を図ることで比較可能性を向上させる。
8.3 消費者向け開示		
論点 8.3①	消費者向け開示	現行の取組み（ディスクロージャーの解説資料等の公開）を参考とし、新規制導入後も、業界団体との連携を通じて同様の解説資料等を活用することにより、消費者の理解を促進する方向性で、引き続き検討する。
8.4 開示方法・時期		
論点 8.4①	開示方法	SMR の対応と同様、年一回、ディスクロージャー誌での開示を求める。
論点 8.4②	開示時期	- 現行と同様に、事業年度経過後 4 か月以内（保険持株会社については、事業年度経過後 5 か月以内）とする。 - ただし、導入時における開示期限の延長措置については、報告期限（論点 2.2①）同様、各社の対応状況を踏まえて検討する。

別紙

別紙 2.2② 中間期末における ESR の計算に関する Q&A の素案

- ・ 経済価値ベース評価の意義や市場の変動性等を踏まえると、保険負債の割引率、資産の時価、ファンド等の間接的なエクスポージャーに係るルックスルー等については、中間期末の経済環境を前提に評価すべきであり、簡便的な取扱いを認める合理性は乏しいと考えられる。
- ・ 他方で、非経済前提や生命保険リスク・損害保険リスクの USP 等は、一定期間のデータ（例えば、USP の場合は 10 年以上等）に基づき設定されるものであるため、大きな変動が認められない場合は、年度末からの変更を取込む必要性は必ずしも高くないと考えられ、直近年度末と同様のものとするとも考えられる。
- ・ 具体的な例としては、以下が挙げられる。
 - 実績の発生率や契約ポートフォリオ等に前年度末からの大きな変動（ただし、実績の発生率については一時的な要因等による変動を除く）が認められない場合は、非経済前提を更新しないことが考えられる。
 - 生命保険リスク・損害保険リスクで、USP を適用する会社において、実績の発生率や契約ポートフォリオ等に前年度末からの大きな変動が認められない場合は、USP を更新しないことが考えられる。

別紙 2.3② プロポーショナリティ原則において適用し得る簡便的な取扱いの例

FT23 の結果を踏まえ、例えば次のものを、プロポーショナリティ原則において適用し得る簡便法として例示することを検討している。

項目	ESR の原則	簡便法の例
保険負債における契約の認識	保険契約は、保険会社が契約の当事者となったときに認識する。 保険会社が契約の当事者となり、契約内容を一方的に修正又は解除できない状態となった場合は、たとえ保険責任が開始する前であっても、保険契約を直ちに認識し評価する。	会計ベースの保険負債と同様の取扱いとすることが考えられる。
生命保険契約における支払備金	基準日以前に発生した事故から生じる全てのキャッシュフローの現在価値	FT23 仕様書 93 項の留意点を考慮したうえで、会計ベースの支払備金を用いることが考えられる。
市場価格のない株式等及び組合等への出資	時価評価	会計ベースの金額とすることが考えられる。
資産集中リスク	カウンターパーティーグループごとにエクスポージャー、信用リス	カウンターパーティーグループごとの集計が困難な場合、例え

項目	ESR の原則	簡便法の例
	ク、株式リスク等を算出する。	ば次の取扱いとするが考えられる。 • カウンターパーティーグループごとに把握することが困難なエクスポージャーについて、重要性が低い場合は、カウンタパーティーグループごとに配賦せず、代表的なカウンタパーティーグループのエクスポージャーとして取り扱う。 • カウンターパーティーグループごとの株式リスク又は信用リスクを精緻に把握することが困難な場合、重要な影響を及ぼさない範囲で、適切な指標による按分計算等により算出する。
連結 ESR における少額短期保険業者の取扱い	保険事業として、ESR の原則に沿った評価とする。	連結 ESR における重要性が低い場合は、非保険事業として扱うことが考えられる。 • 経済価値ベースのバランスシートにおいては、保険負債等の経済価値ベースへの評価替えを行わない。 • 所要資本は、少額短期保険業者単体の SMR のリスク相当額とする。

別紙 2.4① 海外子会社に係る統合手法

補足は以下のとおり。

- ① 第 3 の柱による対応について：「当該手法」を適用する保険会社にあつては、「原則法 ESR」の数値、適格資本及び所要資本の総額並びに調整の内容（調整係数等）を開示するものとする。
- ② 上限の設定について：調整係数等の洗い替えにあつては、以下を前提とする。
 - 「原則法 ESR」の算出及び調整係数等の洗い替えは、ESR の報告期限と同様、事業年度経過後 4 か月以内に行うこととし、洗い替え後の調整係数等は次期の報告・開示でなく、洗い替えを行った期の報告・開示より適用するものとする。また、洗い替えの方法は告示で定めることにより、洗い替えの都度、届出や承認は不要とする方向で検討する。
 - 中間期 ESR は外部専門家による検証や開示の対象でないことも踏まえ、中間期における調整係数等の洗い替えは不要とする。ただし、モニタリングの観点から、「当該手法」適用社には、中間期における「原則法 ESR」の報告を求めることとする。

- 調整係数等は、IAISにおける比較可能性評価の議論と整合的な水準（現時点で、米国子会社の所要資本に1.5倍の調整係数を適用）を下回らないものとする。

また、「当該手法」適用社においては、「当該手法適用 ESR」及び「原則法 ESR」の二通りの数値の算出が必要となることにも鑑み、体制整備の観点から、新規制の導入後、及び、海外子会社の買収後の一定期間、経過措置・特例措置を導入することを検討する。

別紙 3.2③ 保険約款貸付に係る評価基準に係る Q&A の素案

- 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」に従い時価を算定する。
- 時価評価の手法として、過去実績から推定した返済率等に基づきキャッシュフローを生成し、その割引現在価値を計算する方法等が考えられる。
- 保険約款貸付の性質から簿価が時価を近似していると考えられる場合には、会計数値を時価として用いることもできる。

別紙 3.5.1⑩ データの調整に関する Q&A の素案（生命保険リスク、損害保険リスクで共通）

統計的品質基準のうち、「特段の理由により、データを調整する場合には、その理由が合理的なものであるか。」について、以下の点に留意すること。

【データの除外】

直近の 10 年間におけるある年度のすべてのデータの除外は、やむを得ない事情により、予測値を作成していない年度、又は、データの取得が困難な年度に限るものとする。なお、ある年度のすべてのデータを除外した場合は、除外した年度を除き少なくとも直近 10 年間のデータを用いてカリブレーションしなければならない。

また、ある年度の一部のデータの除外は、次の a 及び b の全てを満たすものに限るものとする。

- 過年度における一時的な要因によるものであり、かつ、環境の変化等によって基準日以降に継続して影響を及ぼす蓋然性が低いもの。例えば、新型コロナウイルスの影響等。
- 社内のデータにおいて、当該要因によるものとそれ以外が明確に区分されており、当該要因の影響を定量的に把握し、除外できるもの。例えば、新型コロナウイルスに係る支払であって、新型コロナウイルスによる支払とそれ以外の支払を区分して管理している場合等。

【過年度の予測値の修正】

予測値（損害保険リスクの支払備金リスク及び保険料リスクの実績値に含まれる支払備金を含む。）について、各年度における年度始の現在推計と整合的なものとする。ただし、当該計測時点から、重要なモデル等の変更があった場合には、以下の要領に従い、過年度の予測値を修正するものとする（ただし、過年度の予測値の修正が困難又は不適切である合理的な理由がある場合を除く。）。

- 変更前のモデル等によって計算された全ての過年度の予測値を、基準日時点の現在推計の評価に用いるモデル等に基づく予測値に洗い替える。

- b. 過年度の予測値を洗い替えた場合は、洗い替え後の予測値について、保険数理機能によって検証を行う。検証にあたっては、保険負債検証レポートの記載事項のうち、現在推計に係る事項をカバーするものとする。

別紙 3.5.4.3①④ LTA 適用時における子会社の取扱い

【検討経緯に関する補足】

- 適格資本における子会社の寄与分（子会社の純資産における「利益剰余金」や「時価評価による評価差額金」）の変動部分は、報告会社（親会社）から見ると、子会社への投資の成果や時価評価の結果が反映されたものであることから、適格資本に算入することには一定の合理性があるものの、子会社の事業の成果が親会社の健全性を覆い隠す懸念がある。
- こうした懸念に対応するため、適格資本における子会社の寄与分を内訳開示し、経済価値ベースのバランスシートにおける報告会社（親会社）の資産・負債とその内訳として子会社の資産・負債を開示することとした。
- また、適格資本における子会社の寄与分の損失吸収力等について以下を鑑み、その寄与分は清算時にのみ損失吸収可能な Tier2 資本とする。
 - 適格資本における子会社の寄与分は子会社からの配当の支払、子会社株式の売却によって一定の損失吸収力を有するものの、その実現には一定期間を要すると想定されること
 - 子会社株式の売却にあたっては、ESR の仕様に基づく額と異なる売却額となることや、売却にあたっては一定のコストが生じることが想定されること
 - 子会社が規制上の要件を遵守し、事業を継続する必要がある、親会社の損失をカバーするために適格資本における子会社の寄与分を必ずしも利用できない場合が想定されること

【計算仕様に関する補足】

適格資本における子会社の寄与分、及び、経済価値ベースのバランスシートにおける報告会社（親会社）の資産・負債とその内訳として子会社の資産・負債を開示することに伴い、以下のとおり計算して当該部分を把握する。

（計算過程）

1. LTA 適用前において、経済価値ベースの評価替え・組替を行ったバランスシートを作成することで、LTA 前の親会社のバランスシート、適格資本を把握する。^{（注）}（LTA 調整前）
2. 親会社のバランスシートにおいて、LTA を適用し、子会社株式・関連会社株式を当該子会社の経済価値評価した資産・負債に置き換える。これにより、子会社の資産・負債を把握する。（LTA 調整後）
3. 「2.LTA 調整後」の純資産の額から「1.LTA 調整前」の純資産の額及び非支配株主持分に相当する額を控除した額を、子会社の寄与分として把握し、当該額を Tier2 資本に算入する。

(注) 1.にあたって、MOCE が必要となるが、LTA 適用後の MOCE を LTA 適用前の MOCE として使用可能とすることで、MOCE 算出の基礎となる各リスクやランオフパターンに係る計算を二度行うことは要しないものとする。

別紙 6.1 ESR に基づく監督措置の枠組み

【監督措置の柔軟性についての考え方】

監督介入の根拠となっている保険業法第 132 条は任意規定であるため、区分に抵触したとしても、個別の事情を勘案のうえ、措置を発動しないこともできる枠組みとなっている。

加えて、保険業法第 132 条第 2 項に規定する区分等を定める命令において、保険会社が各区分に抵触後、速やかに、SMR が当該区分に対応する比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該保険会社の SMR 以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険会社の SMR 以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く）に対応する措置を発動することができるとされている。こうした措置は新規制においても存置し、監督措置の柔軟性を引き続き確保する方向。

別紙 6.2 PCR

【水準についての考え方】

第二区分（中間区分）の監督介入開始点については、PCR を ESR = 100%、MCR を ESR = 35%とすることを前提に、以下を勘案し、ESR = 70%とした。

- 各区分の監督介入開始点の幅が狭い場合、区分の意義が失われる可能性があるため、第二区分の監督介入開始点については、PCR と MCR の中間点が目安となること
- 他方で、第三区分は業務停止命令を発動し得る水準であり、そうした状況に至る前に早期の是正を促す観点からは、第二区分の監督介入開始点については、MCR よりも、PCR に近い水準に設定することが望ましいと考えられること
- 経済価値ベースのソルベンシー規制の中で、中間区分が存在し、中間区分の監督介入開始点を MCR よりも PCR に近い水準に設定している他国の事例があること

【回復期間についての考え方】

PCR に抵触した場合は、現行制度と同様、回復期間を原則として 1 年以内とした上で、第二区分の監督介入開始点に抵触した場合は、ESR は SMR に比べて経済環境に対して感応的な指標であり、回復期間が長いほど、当該期間における経済環境の影響を受けやすいことを踏まえ、PCR 抵触時に比べてより緊急性が求められることから、回復期間を原則として 6 か月以内とした。

また、以下を考慮し、具体的な回復期間の延長制度は導入せず、回復期間の延長については、経済環境等に応じて個別に判断することとする。

- プロシクリカリティの蓋然性やインパクトに関連して実施した委託調査（「保険会社の新たな健全性規制の導入に係る市場への影響度調査」（2023 年 4 月、有限責任あずさ監査法人））における特定のシナリオの下では、プロシクリカリティ抑制の観点から PCR 抵触時の回復期間を 6 か月より延長する必要性は示されていないこと
- 回復期間を EU 指令で定め、3 か月を超える延長に所定の手続を定めている EU と異なり、我が国においては回復期間について一定の柔軟性がある中、延長を考慮すべき条件や年数についてあらかじめ具体的に規定した場合、監督措置の柔軟性を低下させる可能性があること

別紙 6.3 MCR

【水準についての考え方】

MCR の水準については、早期是正措置が破綻処理に先立つものであり、事業の継続を前提とした制度であることを念頭に、一般に債務不履行のおそれがあるとされる CCC 格の一つ上の B 格相当の格付における破産確率に概ね対応する水準と仮定した格付機関の公表データに基づく試算や、EU のソルベンシー II の事例も参考に加味を行い、ESR = 35%とした。

【回復期間についての考え方】

ESR は SMR に比べて経済環境に対して感応的な指標であり、回復期間が長いほど、当該期間における経済環境の影響を受けやすく、特に、MCR の抵触時には、ESR の回復に際しての緊急性が第二区分の監督介入開始点抵触時に比して高いと考えられることや、海外の事例を踏まえ、MCR については原則として 3 か月以内とした。

また、以下を考慮し、具体的な回復期間の延長制度は導入せず、回復期間の延長については、経済環境等に応じて個別に判断することとする。

- 別紙 6.2 で示したとおり、我が国においては、延長を考慮すべき条件や年数についてあらかじめ具体的に規定した場合、監督措置の柔軟性を低下させる可能性もあると考えられること
- PCR 抵触時に回復期間の延長制度を設けている EU においても、MCR 抵触時には回復期間の延長制度を設けていないこと

別紙 8 第 3 の柱

以下の項目を法定開示項目とする方向とする。なお、本文書のこれ以外の個別の論点において、一定の事項について開示する方向としているものについても、以下の①～⑪のいずれかにおける開示項目とすることを想定。

開示項目	補足説明
定量的な開示事項	
① 要約	ESR に係る最も基本的な情報（ESR の水準、適格資本の総額、所要資本の総額等）を要約として記載するもの。
② 適格資本に係る情報	市場関係者等が保険会社の資本の質を把握する上で有用と考えられる、Tier 1 適格資本及び Tier 2 適格資本の基礎項目・調整項

	目、並びに、これらの内訳の情報を開示するもの。
③ 所要資本に係る情報	市場関係者等が保険会社のリスク・プロファイルを理解するために有用と考えられる、所要資本及びその内訳に係る情報（特に重要性が高いと考えられる一定のリスクについては、サブカテゴリーに関する内訳情報を含む）を開示するもの。
④ 経済価値バランシート	保険会社の経営状況を把握する上で有用と考えられる、ESR の算出の基礎となる経済価値バランシート（資産・負債・純資産それぞれの内訳科目、及び、会計から経済価値ベースへの組換えや評価替えに係る情報を含む）を開示するもの。
⑤ 有価証券に係る補足情報	「外国証券の内訳」（連結の場合「有価証券の内訳」）については、ESR の作成過程や、保険会社のリスク・経済実体のより正確な把握に資する有用な情報と考えられることから、これらの内訳をバランシート上開示していない場合において、別途、一定の情報を開示するもの。
⑥ 保険負債の商品別差異調整に係る情報	保険負債については、特に現行会計と経済価値ベースで評価手法が大きく異なり、また、商品特性によって現行会計と経済価値ベースでの差異の傾向が異なると想定されることを踏まえ、バランシートを理解する上で有用な情報として、保険負債の会計と経済価値ベースの評価の差異要因を一定の商品区分別に開示するもの。
⑦ 感応度分析	保険会社の健全性を判断する上で有用と考えられる、金利や株価等、一定のリスクファクターを用いたシナリオに基づく「ESR」、「適格資本」及び「所要資本」別の感応度分析を開示するもの。
⑧ 変動要因分析	保険会社の「適格資本」及び「所要資本」の変動要因の開示は、保険会社のリスク・プロファイルの変化や資本政策を理解する上で有用であるほか、経済価値ベースのリターンに相当する「適格資本」の変動については、資本の創出過程を明らかにするものであり、会社の収益構造を理解する上で有用と考えられることを踏まえ、「適格資本」及び「所要資本」の期首から期末への変動要因を開示するもの。
定性的な開示事項	
⑨ 計算前提・手法に関する情報	ESR の計算には保険会社の判断や見積りが求められることを踏まえ、市場関係者等が ESR の算出過程を知る上で有用と考えられる、一定の計算前提・手法に関する情報を開示するもの。具体的な開示事項として、連結の範囲に関する事項、保険負債の見積りに関する事項（割引率、非経済前提の設定方法等）、所要資本の計算に関する事項（リスク削減手法及びマネジメント・アクションに関する情報や、標準モデルと異なる計算方法（内部モデル、USP、内部割引率手法等）を用いている場合の当該計算方法に関する情報等）等を想定。
⑩ ガバナンスに係る情報	ESR の計算には保険会社の判断や見積りが求められることを踏まえ、ESR の算出及び検証体制に係る情報を開示するもの。
⑪ リスク管理情報	現状、単体ベースで法定開示事項とされている「リスク管理の体制」について、グループベースのリスク管理の重要性に鑑み、これを連結・持株ベースでも法定開示事項とするもの。加えて、監督上の目線として、「リスク管理の体制」において開示すべき内容に、ORSA の経営への活用を含む、ORSA に係る基本方針及び体制等を追加するもの。

（以上）